

生活道路の整備について

亀山市では、**道路の幅が4m未満の狭い**「生活道路」に対して、道路整備を「早期に」、「効果的に」、「経済的に」行うために「亀山市生活道路整備指針」を策定し、市内の生活道路の整備を進めています。

「いつも通勤に使っている道路が狭くて危ない」「子どもたちが学校へ行くのに使っている道路をもっと広げてほしい」など、日常生活で利用している生活道路を広げて欲しいという要望がある場合は、地域や自治会へご説明をさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

建設部 土木課道路整備グループ (☎0595-84-5042)

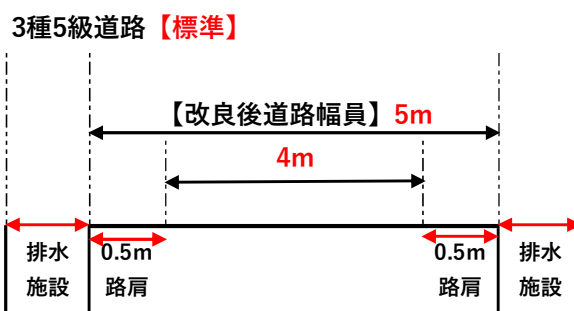
【指針の対象】

亀山市道の**道路の幅が4m未満の狭い**「生活道路」

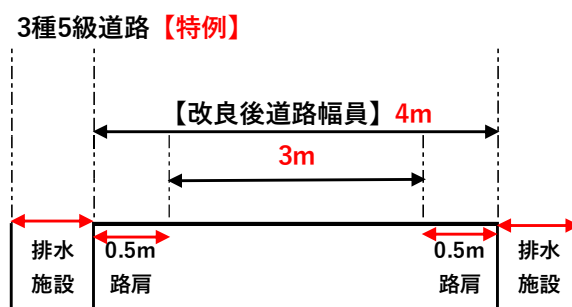
【事前確認事項】

※要望書を提出する際に、要望路線について事前に下記の事項について確認をさせていただきます。

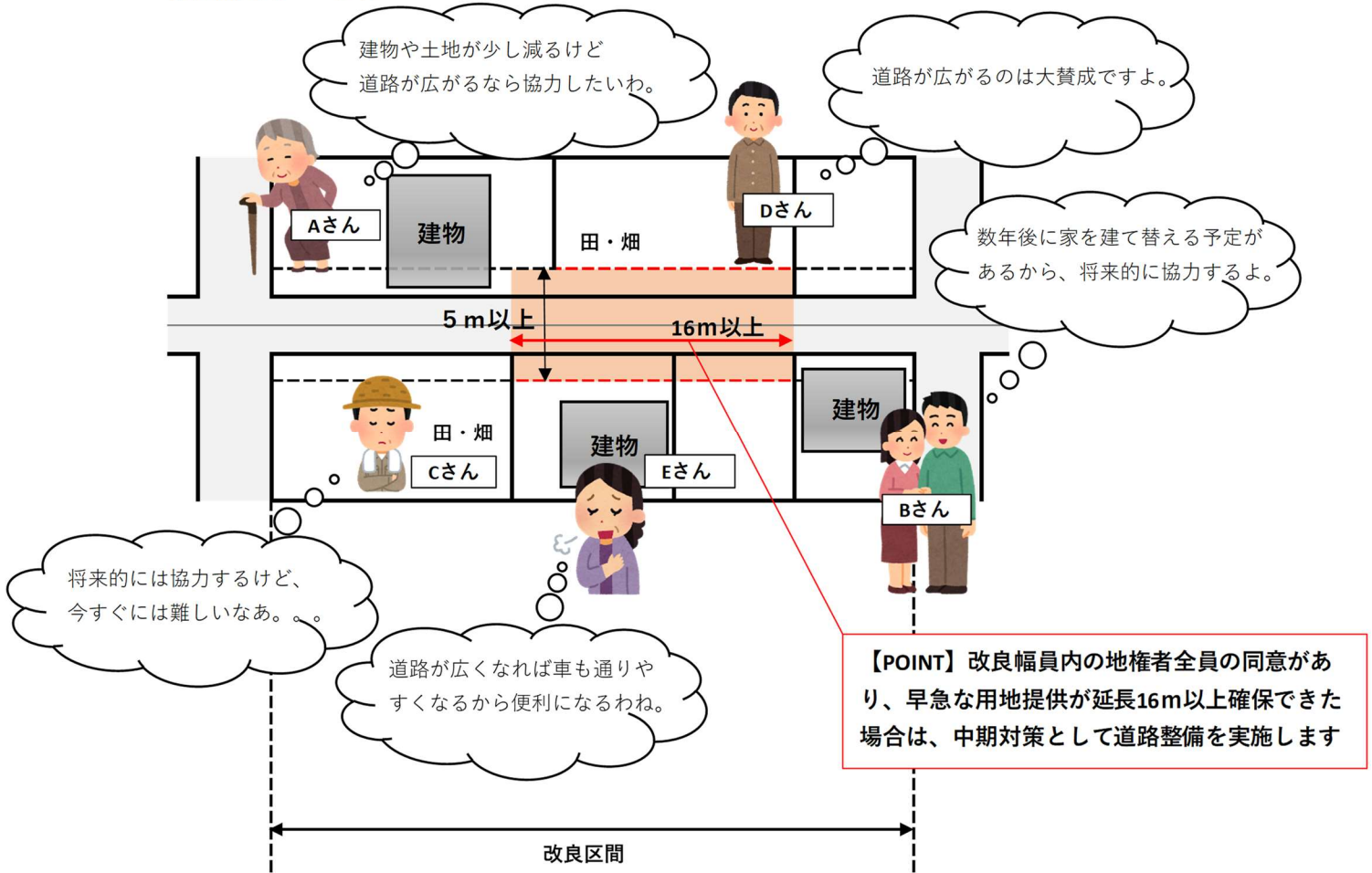
- ①改良区間が交差点から交差点までの一区間であること
- ②改良区間内の地権者全員の同意があること
- ③改良区間が4m未満の「生活道路」であり、整備後の道路が道路規格3種5級以上の道路（道路構造令第3条）となるものであること



又は



【整備イメージ】



【手続きの流れ】

